入札説明書

千葉森林管理事務所車庫及び倉庫改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。 なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1 公告日: 令和7年10月15日

2 契約担当官等:分任支出負担行為担当官

関東森林管理局

千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

3 工事概要等

(1) 入札番号:第1号

(2) エ 事 名: 千葉森林管理事務所車庫及び倉庫改修工事

(3) 工事場所:千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

(4) 工事内容: 千葉森林管理事務所敷地内の車庫及び倉庫改修工事

(5) エ 期:契約締結の翌日から令和8年3月10日

(6) その他

ア 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等 の提出、入札等は電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の提出期間、場所及び方法は、入札公告3(2)のとおりである。

- イ 電子入札システムで使用できる I Cカードは、一般競争(指名競争)入札参 加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得した I Cカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。
- ウ 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで 行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注 者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8年度の関東森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」の等級がC又はDの認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に

ついては、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始に申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請として、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20%以上の場合に限る。また、施行実績は施行中のものを除く)。

なお、当該施工実績が林野庁(関東森林管理局以外の林野庁本庁、他森林管理局等含む)及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

同種工事:壁面塗装及び屋根補修の施工実績があること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 1級若しくは2級建築施工管理技士、1級又は2級建築士の資格を有する者であること。

イ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に(4)に掲げる同種工事の 経験を有する者であること。

ウ 直接的かつ恒久的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7)森林管理局長等が発注した工事で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評価点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1の工事概要等に示した工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と 資本、若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「資本面において関連がある建設業者」とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有するか、その出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者をいい、「人事面において関連する建設業者」とは、建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者をいう。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。) ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他ア又はイと同視しうる資本関係、又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、東京都、千葉県、茨城県に所在すること。

なお、経営建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等)という。)を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が上記区域内であること。

- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は準ずるものとして農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (13) 本工事、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う 試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承 諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明する ため、次に掲げるところに従い申請書を提出し、支出負担行為担当官から競争参 加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。 この場合において、4 (1) 及び (3) から (12) までに掲げる事項を満たしていること を条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記 4(2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただ

し、紙入札方式の場合は持参、又は郵送(書留郵便に限る。締切日時必着)で提 出すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間:入札公告3(2)アによる。

イ 提出方法:電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(添付書類を含む。)を添付して提出すること。

ただし、申請書等のファイル合計容量が 10MB を超える場合には、持参又は 郵送(書留郵便に限る。締切日時必着)で提出すること。持参又は郵送で 提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電 子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場 合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより送 信すること。

- (7) 持参又は郵送する旨の表示
- (イ) 持参又は郵送する書類の目録
- (ウ) 持参又は郵送する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号 郵送による提出先は、入札公告3(2)イに同じ。
- ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式 で作成すること。

- Microsoft Word
- Microsoft Excel
- その他:PDF
- 画像: JPEG 形式又は GIF 形式
- 圧縮:LHZ 形式

【紙入札方式による提出の場合】

ア 提出期間:入札公告3(2)アのとおり。

イ 提出場所・提出方法:入札公告3(2)イ及びウのとおり。 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金分を加 えた郵便料金の切手を貼った長3号封筒を提出書類と併せて提出すること。

- (2) 申請書には次の資料を添付すること。
 - ア 令和7・8年度有資格者名簿兼資格確認通知書(「建設工事一式」の登録) の写し。
 - イ 同種工事の施工実績
 - (7) 別記様式2号「同種工事の施工実績」
 - (4) 別記様式4号「配置予定の技術者の資格・工事経験」 申請にあたり、同一の者を複数工事の配置予定主任技術者とすることは差 し支えないものとするが、他工事の落札者、又は落札予定者となったことに より記載した配置予定主任技術者を配置することができなくなったときは、 直ちに提出した申請書等の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。申請書等

の取り下げは、電子入札システムにより提出した場合であっても書面により 行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定主任技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により主任技術者を変更(下記の16を参照)できるものとする。

- (ウ) 各種証明書等
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日以降に行うものとし、参加資格の有無については、令和7年11月6日までに通知する。なお、通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (4) 技術提案書等の内容のヒアリング 技術提案書等の内容についてのヒアリングについては、原則として行わない。 なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外 に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限以降における申請書等の差し替え、又は再提出は認めない。 ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行 為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- 6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明
 - (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争 参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明 を求めることができる。

ア 提出期限: 令和7年11月14日16時

イ 提出場所:入札公告3(2)イに同じ。

- ウ 提出方法:持参又は郵送による(郵送の場合は提出期限必着)。
- (2) 支出負担行為担当官は、(1)の説明を求められたときは、(1)アの最終日の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面、及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間:回答日から1ヶ月間

イ 閲覧場所:(1)イに同じ。

(4) (2) の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内

イ 提出場所:入札公告3(2)イに同じ。

- ウ 提出方法:持参又は郵送による(郵送の場合は提出期限必着)。
- (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5) の入札監視 委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算し て7日(休日を除く。) 以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断 された理由
 - イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置 の概要

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。ア 受領期間:令和7年10月16日から令和7年11月14日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時から16時まで。 (ただし、12時から13時を除く。)

- イ 提出場所:入札公告3(2)イに同じ。
- ウ 提出方法:原則として電子メールによる。(様式自由。)。
- (2) (1) の質問に対する回答は書面(電子メール)により行う。 また、(1) の質問、及び回問書の写しを令和7年11月16日から令和7年11月 21日まで、千葉森林管理事務所のホームページに掲載する方法により公表する。

8 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始、及び締切りは入札公告 4 (3) アによる。 なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、電子入札システム により変更日時を通知する。
- (2) 持参による入札の場合は、入札公告 4 (3) イによる。この場合、支出負担行為 担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の通知書の写し、及 び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
- (3) 開札は、入札公告 4 (3) ウによる。

9 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合の入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。 再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入

札した者については、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で 暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況 を電話等により連絡する。

なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金:免除
 - (2) 契約保証金:納付

ただし、金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること(以下「電磁的方法による提出」という。)ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に 提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲 覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供す る。

11 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムによる提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については必ず記載すること。

【電子入札方式の場合】

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が 10MB を超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

工事費内訳書のファイル容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書のみを郵送(締切日時必着)で提出すること。

郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、 電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送に当たっては 書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中 封筒に工事費内訳書を入れ、その表には「入札件名」を表示すること。

また、入札書の添付書類として下記の内容を記載した書面(様式自由)を作成し、フィールドに添付して電子入札システムにより送信すること。

- (7) 郵送する旨の表示
- (イ) 郵送する書類の目録
- (ウ) 郵送する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号 提出先は入札公告3(2)イに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記5(1)ウと同じ形式で作成すること。

【紙入札方式での場合】

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。) を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

12 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者、又はその代理人が立会い開札を行うものとする。

なお、競争参加者、又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨確認された者であっても、 開札の時において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当 する。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1) において、最低価格の者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、郵便入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が森林管理事務所長の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額(入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額) に 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。
- 15 落札者とならなかった者に対する理由の説明
 - (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、 分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、 書面(様式事由)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限:落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)。
 - イ 提出場所:入札公告3(2)イに同じ。
 - ウ 提出方法:原則として電子メールによる(提出期限必着。)。
 - (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは(1) アの提出期限の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
 - (3) (1)の理由の説明を求める書面、及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ア 閲覧期間:(2)の回答日の翌日から令和7年3月31日までの休日を除く毎日 9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)。
 - イ 閲覧場所:上記(1)イに同じ。
 - (4) (2) の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、 次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ア 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内。
 - イ 提出場所:上記(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法:原則として電子メールによる(提出期限必着。)。
 - (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。
 - (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5) の入札監視 委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算し て7日(休日を除く。) 以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断 された理由
 - イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概 要

16 配置予定主任技術者の確認

実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議より配置する主任技術者を変更できるものとする。

- (1) 病気、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合
- (2) 受注者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)、いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17 契約書作成の要否

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う 試行対象工事である。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望す る者は、紙契約方式承諾願【任意様式:別紙記載例あり】を提出しなければならな い。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変 更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする(落札者が決定したときは、遅滞なく(7日を目安として分任支出負担行為担当官等が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。)。

18 支払条件

- (1) 前金払:無
- (2) 中間前金払及び部分払:無
- 19 関連情報を入手するための照会窓口 受付窓口:入札公告3(2)イに同じ。

20 その他

- (1) 言語等:契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 電子入札システムは、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から18時まで稼働している。
- (4) 電子入札システムの操作手引書 システム操作上の手引書としては、関東森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」、及び農林水産省電子入札ホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (5) 障害発生時、及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおり。 農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間: 9時から16時(12時から13時までを除く。)

電話:048(254)6031

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書 及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合は再度入札に移行する。 再度入札の日時等においては発注者が指示する。この場合、発注者から再入札 通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は会計年度(4月1日~3 月31日)のことであり、競争参加資格確認資料等においては「過去15年以内」、 「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の 間」等と読み替える。

この場合、「過去 15 年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去 15 年度の期間をいう。

(9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 千葉森林管理事務所長 殿

> 住所 商号又は名称 〇〇株式会社 代表者 代表取締役 〇〇〇〇

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇二事について、電子契約システムを利用しての契約手続ききができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。